

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会 職員募集要項
(令和5年4月1日付け採用)

1. 募集職種と人数

地域福祉活動推進員 1名

2. 業務の内容

地域福祉活動のコーディネート、民生委員・児童委員の活動支援、ボランティア団体の育成と活動支援、要援護者の権利擁護・日常生活支援 など

3. 資格要件

- ①高等学校以上を卒業していること（必須）
- ②普通自動車運転免許を有していること（必須）
- ③社会福祉士資格を有していること、又は社会福祉士国家試験の受験資格を有していることが望ましい。

4. 欠格事項

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①成年被後見人及び被保佐人
- ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わる日又はその執行を受けることがなくなる日を迎えていない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 試験の日時・場所及び内容

- (1) 試験の日時 申込受付期間終了後に通知
- (2) 試験の場所 いきいきプラザ2階ボランティア研修室
(妙高市中町4番16号)
- (3) 試験の種目 筆記試験(作文)、面接試験(個別面接)

6. 受験手続

- (1) 受験申込提出書類(郵送でも可)
 - ・受験申込書及び別紙履歴書

※所定の様式は、妙高市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

 - ・資格証明書又は研修修了書の写し
 - ・運転免許書の写し
- (2) 受験申込受付期間
令和5年2月13日(月)～令和5年3月10日(金)

(土・日・祝日を除く 8時30分～17時30分 郵送の場合は3月10日必着)

(3) 受験申込場所

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会

法人本部 (妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階)

(4) 受験決定通知

受験申込者に対し受験票と試験案内を郵送し、受験決定通知とします。

7. 試験結果

試験実施日から10日以内に、全受験者に通知します。

8. 採用予定日

令和5年4月1日です。ただし、卒業見込みだった人が卒業できなかった場合、又は資格取得見込みだった人が資格を取得できなかった場合は、採用されません。

9. 勤務条件、給与等 (令和4年9月1日現在)

①初任給について

下記の初任給は、令和4年度の新規学校卒業者の初任給 (月額) です。卒業後に学歴や民間の職歴等がある場合は、一定の基準で加算されます。

地域福祉活動推進員	大学卒	182,200円
	短大卒	163,100円
	高校卒	150,600円

②諸手当について

期末手当、勤勉手当が支給される他、状況により通勤手当、扶養手当、寒冷地手当、住居手当などが支給されます。

③勤務条件等について

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までで、原則、毎週土曜日、日曜日は休みです。
- ・年次有給休暇は、年間20日間 (ただし、4月1日付け採用者は、採用年のみ15日) で、未使用日数については20日を限度に繰り越すことができます。
- ・特別休暇、療養休暇などのほか、育児休業、介護休業などの制度があります。

10. 問い合わせ

社会福祉法人妙高市社会福祉協議会 法人本部

担当：山本事務局長又は尾崎事務局長代理

〒944-0045 妙高市中町4番16号

電話：0255-72-7660

ファックス：0255-70-1345

ホームページアドレス：<http://myoko-syakyo.jp/>